

奈良県訓令第二号

各部課室

各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和五年七月十日から施行する。

令和五年七月七日

奈良県知事 山下 真

第七条第一項第二号ただし書中「政策統括官名」を削る。

第九条第一項及び第十一条第五号中「政策統括官印」を削る。

第十八条第三項第四号中「政策統括官決裁」を削る。